

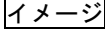
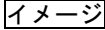
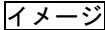
2 複数意匠一括出願手続

2.1 複数意匠一括出願手続：通常

二つ以上の複数の意匠登録出願について、一つの願書で一括して提出するための複数意匠一括出願手続の基本的な願書の作成方法です。

<意匠法施行規則様式第2の2>

(オンライン手続の場合の手続書作成例)

【書類名】	意匠登録願（複数）
【整理番号】	630-A-3-A
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【意匠登録出願人】	
【識別番号】	000000003
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-3
【氏名又は名称】	意匠株式会社
【代理人】	
【識別番号】	100000023
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-4
【弁理士】	
【氏名又は名称】	代理一郎
【電話番号】	03-3123-4567
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	012345
【納付金額】	32000
【意匠1】	
【整理番号】	630-A-3-A1
【意匠に係る物品】	安全用スイッチ錠
【意匠の創作をした者】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-2
【氏名】	意匠一郎
【提出物件の目録】	
【物件名】	図面 1
【意匠に係る物品の説明】	この物品は・・・
【意匠の説明】	背面図は・・・
【書類名】	図面
【正面図】	
	
【背面図】	
	
【意匠2】	
【整理番号】	630-A-3-A2
【意匠に係る物品】	おもちゃ
【意匠の創作をした者】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-2
【氏名】	意匠一郎
【提出物件の目録】	
【物件名】	図面 1
【意匠に係る物品の説明】	この物品は・・・
【意匠の説明】	正面図は・・・
【書類名】	図面
【正面図】	
	

説明 2.1.1 記載項目の概要

複数意匠一括出願手続の願書に記録すべき項目は、共通項目（整理番号、意匠登録出願人、代理人、秘密意匠、優先権主張、新規性喪失例外等）と意匠登録出願ごとに設けられる項目（意匠番号、整理番号、意匠に係る物品、意匠の創作をした者、意匠に係る物品の説明、意匠の説明及び図面等）からなります。その記録概要は、整理番号の欄、意匠番号の欄「【意匠○】」以外は、→「**説明** 1.1.1 記録項目の概要」[p. 3]と同様です。

記録項目	概要
【整理番号】（共通項目）	<ul style="list-style-type: none"> 一の複数意匠一括出願手続と他の意匠登録出願又は複数意匠一括出願手続とで、区別がつくように任意に記録する番号（記号）です。同日に2以上の複数意匠一括出願手続又は意匠登録出願をする場合や、複数意匠一括出願手続の番号が知れない場合の中間的な手続をするときなどを考慮して、意匠登録願（複数）の共通項目に記録してください。 字数は10字以内であって、ローマ字（大文字に限る。）、アラビア数字もしくは「-」（負記号）又はそれらの組み合わせからなる記号でなければなりません。
【整理番号】（意匠登録出願ごとに設けられる項目）	<ul style="list-style-type: none"> 複数意匠一括出願手続に含まれる一の意匠登録出願と他の意匠登録出願とで、区別がつくように、意匠番号の欄の次に、任意に記録する番号（記号）です。複数意匠一括出願手続において関連意匠の意匠登録出願に係る本意匠の意匠登録出願を含む場合などを考慮して、意匠登録出願ごとに設けられる項目に記録してください。 字数は10字以内であって、ローマ字（大文字に限る。）、アラビア数字もしくは「-」（負記号）又はそれらの組み合わせからなる記号でなければなりません。
【意匠○】（意匠登録出願ごとに設けられる項目）	<ul style="list-style-type: none"> 意匠番号の欄には、1、2、3（最大100）の順に連続する番号を記載してください。

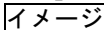
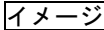
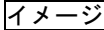
説明 2.1.2 記載項目及び記載内容の注意点

複数意匠一括出願手続は、同一の出願人の手続きで2以上100以下の出願を一括に行う手続きです。分割出願、変更出願及び補正却下決定後の新出願又は国際意匠登録出願を複数意匠一括出願手続に含めることはできません。願書作成上の注意点は、→「**説明** 1.1.2 記録項目及び記録内容の注意点」[p.8]と同様です。

2.2 複数意匠一括出願手続：物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠登録出願

物品、建築物又は画像の部分について意匠登録を受けようとする出願を含む二つ以上の複数の意匠登録出願について、一つの願書で一括して提出する複数意匠一括出願手続の願書の作成方法です。

(オンライン手続の場合の願書作成例)

【書類名】	意匠登録願（複数）
【整理番号】	630-A-3-C
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【意匠登録出願人】	
【識別番号】	000000003
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-3
【氏名又は名称】	意匠株式会社
【代理人】	
【識別番号】	100000023
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-4
【弁理士】	
【氏名又は名称】	代理一郎
【電話番号】	03-3123-4567
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	012345
【納付金額】	32000
【意匠1】	
【整理番号】	630-A-3-C1
【意匠に係る物品】	安全用スイッチ錠
【意匠の創作をした者】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-2
【氏名】	意匠一郎
【提出物件の目録】	
【物件名】	図面 1
【意匠に係る物品の説明】	この物品は・・・
【意匠の説明】	・・・実線で表した部分が、意匠登録を受けようとする部分である。
【書類名】	図面
【正面図】	
	
【背面図】	
	
【意匠2】	
【整理番号】	630-A-3-C2
【意匠に係る物品】	おもちゃ
【意匠の創作をした者】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-2
【氏名】	意匠一郎
【提出物件の目録】	
【物件名】	図面 1
【意匠に係る物品の説明】	この物品は・・・
【意匠の説明】	正面図は・・・
【書類名】	図面
【正面図】	
	

説明 2.2.1 記録項目の概要

複数意匠一括出願手続に含まれる意匠登録出願ごとに設けられる項目において、「【意匠の説明】」（意匠登録出願ごとに設けられる項目）の欄に意匠登録を受けようとする部分を特定する旨を記録する以外は、→「**説明** 1.1.1 記録項目の概要」[p. 3]、「**説明** 1.3.1 記録項目の概要」[p. 12]と基本的に同様です。

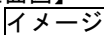
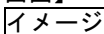
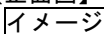
説明 2.2.2 記録項目及び記録内容の注意点

願書作成上の注意点は、→「**説明** 1.1.2 記録項目及び記録内容の注意点」[p. 8]と同様です。

2.3 複数意匠一括出願手続：関連意匠の意匠登録出願

関連意匠の出願を含む二つ以上の複数の意匠登録出願について、一つの願書で一括して提出する複数意匠一括出願手続の願書の作成方法です。

(オンライン手続の場合の願書作成例)

【書類名】	意匠登録願（複数）
【整理番号】	630-A-3-D
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【意匠登録出願人】	
【識別番号】	000000003
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-3
【氏名又は名称】	意匠株式会社
【代理人】	
【識別番号】	100000023
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-4
【弁理士】	
【氏名又は名称】	代理一郎
【電話番号】	03-3123-4567
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	012345
【納付金額】	32000
【意匠1】	
【整理番号】	630-A-3-D1
【本意匠の表示】	
【出願番号】	意願2021-079999
【意匠に係る物品】	おもちゃ
【意匠の創作をした者】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-2
【氏名】	意匠一郎
【提出物件の目録】	
【物件名】	図面 1
【意匠に係る物品の説明】	この物品は・・・
【意匠の説明】	背面図は・・・
【書類名】	図面
【正面図】	
	
【背面図】	
	
【意匠2】	
【整理番号】	630-A-3-D2
【本意匠の表示】	
【整理番号】	630-A-3-D1
【意匠に係る物品】	おもちゃ
【意匠の創作をした者】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-2
【氏名】	意匠一郎
【提出物件の目録】	
【物件名】	図面 1
【意匠に係る物品の説明】	この物品は・・・
【意匠の説明】	正面図は・・・
【書類名】	図面
【正面図】	
	

説明 2.3.1 記録項目の概要

「【本意匠の表示】」（意匠登録出願ごとに設けられる項目）の欄以外は、→「説明 1.1.1 記録項目の概要」[p. 3]と同様です。

記録項目	概要
【本意匠の表示】 【出願番号】	(例：出願番号が通知されているとき) ・ 本意匠の意匠登録出願の出願番号が通知されているときは、【あて先】の欄の次に【本意匠の表示】の欄を設け、次のように【出願番号】の欄を設けて本意匠の意匠登録出願の番号を記録します。【出願日】及び【整理番号】の欄を設ける必要はありません。 【本意匠の表示】 【出願番号】 意願○○○○-○○○○○○
【本意匠の表示】 【登録番号】	(例：登録番号を知ったとき) ・ 本意匠の意匠登録の番号を知ったときは、【出願番号】の欄に代えて【登録番号】の欄を設け、次のように本意匠の意匠登録の番号を記録することができます。【出願日】及び【整理番号】並びに【出願番号】の欄を設ける必要はありません。 【本意匠の表示】 【登録番号】 意匠登録第○○○○○○○○号
【本意匠の表示】 【出願日】 【整理番号】	(例：出願番号が通知されていないとき) ・ 本意匠の意匠登録出願の出願番号が通知されていないときは、【本意匠の表示】の欄に【出願日】の欄を設け、本意匠の意匠登録出願の提出日を出願日として「令和○○年○○月○○日提出の意匠登録願」と記録し、【整理番号】には、本意匠の意匠登録出願の願書に記録した整理番号を記録してください。 【本意匠の表示】 【出願日】 令和○○年○○月○○日提出の意匠登録願 【整理番号】 A-3-AN
【本意匠の表示】 【整理番号】	(例：本意匠が同じ複数意匠一括出願手続により一括してされる意匠登録出願に含まれる意匠の場合) ・ 本意匠が同じ複数意匠一括出願手続により一括してされる意匠登録出願に含まれる意匠であるときは、【本意匠の表示】の欄に【整理番号】を設けて本意匠の意匠番号の次に記録した整理番号を記録します。【出願番号】及び【出願日】の欄を設ける必要はありません。 【本意匠の表示】 【整理番号】 630-A-3-D1
【本意匠の表示】 【出願番号】 【整理番号】	(例：本意匠が他の複数意匠一括出願手続により一括してされる意匠登録出願に含まれる意匠であって、本意匠の含まれる複数意匠一括出願手続の番号が通知後、かつ、本意匠の出願番号が通知前であるとき) ・ 【出願番号】の欄には複数意匠一括出願手続の番号を記録し、【整理番号】の欄には複数意匠一括出願手続において本意匠の意匠番号の次に記録した整理番号を記録します。

<p>【本意匠の表示】</p> <p>【出願日】</p> <p>【整理番号】</p> <p>【その他】</p>	<p>【本意匠の表示】</p> <p>【出願番号】 意願〇〇〇〇－３〇〇〇〇〇</p> <p>【整理番号】 ６３０－Ａ－３－Ｄ１</p> <p>(例：出願番号が通知されていないとき（本意匠の意匠登録出願が他の複数意匠一括出願手続の場合）)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本意匠の意匠登録出願が他の複数意匠一括出願手続である場合は、【出願日】の欄に「令和〇〇年〇〇月〇〇日提出の意匠登録願（複数）」と記録し、【整理番号】の欄には当該他の複数意匠一括出願手続において本意匠の意匠番号の次に記録した整理番号を記録し、【意匠を創作した者】の欄の次に【その他】の欄を設けて、「本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の整理番号〇〇〇〇」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の【書類名】の欄の次の【整理番号】を記録してください。 <p>【本意匠の表示】</p> <p>【出願日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日提出の意匠登録願（複数）</p> <p>【整理番号】 A－３－AN －省略－</p> <p>【その他】 本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の整理番号 6 3 0－A－3－D 1</p> <p>(例：出願番号が通知されていないとき（本意匠の意匠登録出願が国際意匠登録出願の場合）)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本意匠の意匠登録出願が国際意匠登録出願である場合は、【出願日】の欄に「令和〇〇年〇〇月〇〇日提出の意匠登録願」と記録し、【整理番号】の欄には「－」のようにハイフンを記録し、【意匠を創作した者】の欄の次に【その他】の欄を設け、「国際登録番号DM／〇〇〇〇〇〇、意匠番号〇〇〇」のように本意匠の国際登録の番号と意匠の番号を記録してください。 <p>【本意匠の表示】</p> <p>【出願日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日提出の意匠登録願</p> <p>【整理番号】 － － 省略 －</p> <p>【その他】 国際登録番号DM／〇〇〇〇〇〇、意匠番号〇〇〇</p>
---	--

説明 2.3.2 記録項目及び記録内容の注意点

願書作成上の注意点は、→「説明 1.1.2 記録項目及び記録内容の注意点」[p. 8]と同様です。

説明 3.3.3 関連意匠として意匠登録を受けられる意匠登録出願

関連意匠として意匠登録を受けられるためには、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうち一の意匠を「本意匠」として選択します。

関連意匠を「本意匠」として選択し、関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠とすることもできます。

連鎖する関連意匠群の最初に「本意匠」として選択されたものを「基礎意匠」といいます。

願書の【本意匠の表示】の欄に記載するのは「本意匠」であり、「基礎意匠」ではありません。

関連意匠として意匠登録を受けられるためには、以下の全ての要件を満たしている必要があります。

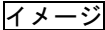
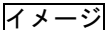
- (1) 本意匠と同一の意匠登録出願人による意匠登録出願であること
- (2) 本意匠に類似する意匠に係る意匠登録出願であること
- (3) 基礎意匠の意匠登録出願の日（優先権主張の効果が認められる場合は優先日）以後10年を経過する日前に出願された意匠登録出願であること

2.4 複数意匠一括出願手続：秘密意匠の意匠登録出願

意匠法第14条に規定する秘密意匠に係る二つ以上の複数の意匠登録出願について、一つの願書で一括して提出する複数意匠一括出願手続の願書の作成方法です。

なお、第1年分の意匠登録料の納付と同時の秘密意匠請求については、➔「15 意匠登録料納付書と同時の秘密意匠請求」[p. 148]を参照してください。

(オンライン手続の場合の願書作成例)

【書類名】	意匠登録願（複数）
【整理番号】	630-A-3-E
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【意匠登録出願人】	
【識別番号】	000000003
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-3
【氏名又は名称】	意匠株式会社
【代理人】	
【識別番号】	100000023
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-4
【弁理士】	
【氏名又は名称】	代理一郎
【電話番号】	03-3123-4567
【秘密にすることを請求する期間】	3年
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	012345
【納付金額】	42200
【意匠1】	
【整理番号】	630-A-3-E1
【意匠に係る物品】	安全用スイッチ錠
【意匠の創作をした者】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-2
【氏名】	意匠一郎
【提出物件の目録】	
【物件名】	図面 1
【意匠に係る物品の説明】	この物品は・・・
【意匠の説明】	背面図は・・・
【書類名】	図面
【正面図】	
	
【背面図】	
	
【意匠2】	
【整理番号】	630-A-3-E2
【意匠に係る物品】	おもちゃ
【意匠の創作をした者】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-2
【氏名】	意匠一郎
【提出物件の目録】	
【物件名】	図面 1
【意匠に係る物品の説明】	この物品は・・・
【意匠の説明】	正面図は・・・
【書類名】	図面
【正面図】	
	

説明 2.4.1 記録項目の概要

「【秘密にすることを請求する期間】」(共通項目)の欄以外は、→「説明 1.1.1 記録項目の概要」[p. 3]と同様です。

記録項目	概要
【秘密にすることを請求する期間】	・願書の共通項目の【代理人】の欄(代理人がないときは【意匠登録出願人】の欄)の次に【秘密にすることを請求する期間】の欄を設け、秘密にすることを請求する期間(3年以内)を、年又は月の単位で記録してください。

説明 2.4.2 記録項目及び記録内容の注意点

願書作成上の注意点は、→「説明 1.1.2 記録項目及び記録内容の注意点」[p. 8]と同様です。

2.5 複数意匠一括出願手続：優先権の主張を伴う意匠登録出願

パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権の主張に係る二つ以上の複数の意匠登録出願について、一つの願書で一括して提出する複数意匠一括出願手続の願書の作成方法です。

(オンライン手続の場合の願書作成例)

【書類名】	意匠登録願（複数）
【整理番号】	630-A-3-F
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【意匠登録出願人】	
【識別番号】	000000003
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-3
【氏名又は名称】	意匠株式会社
【代理人】	
【識別番号】	100000023
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-4
【弁理士】	
【氏名又は名称】	代理一郎
【電話番号】	03-3123-4567
【パリ条約による優先権等の主張】	
【国・地域名】	カナダ
【出願日】	20〇〇年〇〇月〇〇日
【出願番号】	CA1234567890
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	012345
【納付金額】	32000
【意匠1】	
【整理番号】	630-A-3-F1
【意匠に係る物品】	安全用スイッチ錠
【意匠の創作をした者】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-2
【氏名】	意匠一郎
【提出物件の目録】	
【物件名】	図面 1
【意匠に係る物品の説明】	この物品は・・・
【意匠の説明】	背面図は・・・
【書類名】	図面
【正面図】	<input type="checkbox"/> イメージ
【意匠2】	
【整理番号】	630-A-3-F2
【意匠に係る物品】	おもちゃ
【意匠の創作をした者】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-2
【氏名】	意匠一郎
【提出物件の目録】	
【物件名】	図面 1
【意匠に係る物品の説明】	この物品は・・・
【意匠の説明】	正面図は・・・
【書類名】	図面
【正面図】	<input type="checkbox"/> イメージ

説明 2.5.1 記録項目の概要

「【パリ条約による優先権等の主張】」（共通項目）の欄以外は、→「**説明** 1.1.1 記録項目の概要」[p. 3]と同様です。

記録項目	概要
【パリ条約による優先権等の主張】 【国・地域名】 【出願日】 【出願番号】 (【出願の区分】) (【アクセスコード】) (【優先権証明書提供国 (機関)】)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 願書の共通項目の【代理人】の欄（代理人がないときは【意匠登録出願人】の欄）の次に【パリ条約による優先権等の主張】の欄を設けて、優先権の主張の基礎とされた出願をした国の国・地域名、出願日及び出願番号が判明しているときは出願番号を記録してください。 ・ 2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記録してください。 <ul style="list-style-type: none"> 【パリ条約による優先権等の主張】 【国・地域名】 【出願日】 【出願番号】 (【出願の区分】) (【アクセスコード】) (【優先権証明書提供国 (機関)】) 【パリ条約による優先権等の主張】 【国・地域名】 【出願日】 【出願番号】 (【出願の区分】) (【アクセスコード】) (【優先権証明書提供国 (機関)】) <ul style="list-style-type: none"> ・ DAS を利用した優先権書類の電子的交換により優先権書類の提出を省略するときは、「【出願の区分】」及び「【アクセスコード】」の欄を設け、それぞれ、優先権主張の基礎とした出願の区分（「特許」、「実用新案登録」、「意匠登録」）及び優先権証明書を電磁的方法により提供するためのアクセスコードを記載し、その次に「【優先権証明書提供国 (機関)】」を設けて「世界的所有権機関」と記録してください。 <ul style="list-style-type: none"> * 【秘密にすることを請求する期間】の欄を設けたときは、この欄の次に【パリ条約による優先権等の主張】の欄を設けます。 <p>→ 「2.4 複数意匠一括出願手続：秘密意匠の意匠登録出願」 [p.37]</p>

説明 2.5.2 記録項目及び記録内容の注意点

パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張する場合に提出が必要となる「優先権証明書」はオンラインで提出することができませんので、「優先権証明書提出書」により、複数意匠一括出願手続の日から3月以内に書面で提出してください（意匠法施行規則15条第1項で準用する特許法施行規則第27条の3の3に規定する様式第36）。

また、上記の期間内に証明書の提出がない場合は、その旨の通知を送付し（意匠法第15条第1項で準用する特許法第43条第6項）。通知を受けた者は、通知から2月以内に限り証明書を提出することができます（意匠法第15条第1項で準用する特許法第43条第7項）。

世界知的所有権機関（WIPO）のデジタルアクセスサービス（DAS）を利用して、第一庁である外国特許庁／機関から優先権証明書の電子データを取得するよう、日本国特許庁に対して請求することができる場合があります。当該手続により、日本国特許庁に対する優先権証明書の書面での提出を省略することができます。DAS 利用が可能な庁／機関、アクセスコードの取得方法など、詳細は以下 HP をご覧ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/yusen/das/index.html>

その他の項目は→「**説明** 1.1.2 記録項目及び記録内容の注意点」[p. 8]と同様です。

（優先権証明書提出書の作成例）

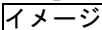
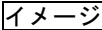
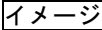
【書類名】	優先権証明書提出書	
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
【あて先】	特許庁長官 殿	
【事件の表示】		
【出願番号】	意願〇〇〇〇－３〇〇〇〇〇	
【提出者】		
【識別番号】	〇〇〇〇〇〇〇〇	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関３－３－３	
【氏名又は名称】	意匠株式会社	
【代理人】		
【識別番号】	１〇〇〇〇〇〇２３	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関３－３－４	
【氏名又は名称】	代理一郎	
（【最初の出願の表示】）		
（【国・地域名】）		
（【出願日】）		
（【出願番号】）		
【提出物件の目録】		
【物件名】	優先権証明書	１
【物件名】	（	）

注１） 【事件の表示】の【出願番号】の欄には、複数意匠一括出願手続の番号を記載してください。

2.6 複数意匠一括出願手続：新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする意匠登録出願

意匠法第4条第2項に規定する意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする二つ以上の複数の意匠登録出願について、一つの願書で一括して提出する複数意匠一括出願手続の願書の作成方法です。

(オンライン手続の場合の願書作成例)

【書類名】	意匠登録願（複数）
【整理番号】	630-A-3-G
【特記事項】	意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【意匠登録出願人】	
【識別番号】	000000003
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-3
【氏名又は名称】	意匠株式会社
【代理人】	
【識別番号】	100000023
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-4
【弁理士】	
【氏名又は名称】	代理一郎
【電話番号】	03-3123-4567
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	012345
【納付金額】	32000
【意匠1】	
【整理番号】	630-A-3-G1
【意匠に係る物品】	安全用スイッチ錠
【意匠の創作をした者】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-2
【氏名】	意匠一郎
【提出物件の目録】	
【物件名】	図面 1
【意匠に係る物品の説明】	この物品は・・・
【意匠の説明】	背面図は・・・
【書類名】	図面
【正面図】	
	
【背面図】	
	
【意匠2】	
【整理番号】	630-A-3-G2
【意匠に係る物品】	おもちゃ
【意匠の創作をした者】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-2
【氏名】	意匠一郎
【提出物件の目録】	
【物件名】	図面 1
【意匠に係る物品の説明】	この物品は・・・
【意匠の説明】	正面図は・・・
【書類名】	図面
【正面図】	
	

説明 2.6.1 記録項目の概要

「【特記事項】」（共通項目）の欄以外は、→「**説明** 1.1.1 記録項目の概要」[p. 3]と同様です。

記録項目	概要
【特記事項】	<ul style="list-style-type: none"> 願書の共通項目の【整理番号】の欄（整理番号を記録しないときは【書類名】の欄）の次に【特記事項】の欄を設け、「意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願」と記録してください。

説明 2.6.2 記録項目及び記録内容の注意点

意匠法第4条第2項に規定する意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合に提出が必要となる「意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書」はオンライン手続では提出することができませんので、「新規性の喪失の例外証明書提出書」により、複数意匠一括出願手続の日から30日以内に書面で提出してください。

<意匠法施行規則様式第1>

その他の項目は→「**説明** 1.1.2 記録項目及び記録内容の注意点」[p. 8]と同様です。

（新規性の喪失の例外証明書提出書の作成例）

【書類名】	新規性の喪失の例外証明書提出書
【整理番号】	A-3-A42
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	意願〇〇〇〇-3〇〇〇〇〇
【提出者】	
【識別番号】	000000003
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-3
【氏名又は名称】	意匠株式会社
【代理人】	
【識別番号】	100000023
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-4
【氏名又は名称】	代理一郎
【提出物件の目録】	
【物件名】	意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書
	1

注1) 【事件の表示】の【出願番号】の欄には、複数意匠一括出願手続の番号を記載してください。

2.7 複数意匠一括出願手続：書面で出願する場合の注意事項

説明 2.7.1 記載項目の概要

複数意匠一括出願手続を書面の提出により行う場合の願書に記載すべき主な項目の概要は、
→「説明 1.7.1 記載項目の概要」[p.23]、「説明 2.1.1 記載項目の概要」及びそれぞれの願書記載項目の説明（「説明 2.2.1 記録項目の概要」[p.32]、「説明 2.3.1 記録項目の概要」[p.34]、「説明 2.4.1 記録項目の概要」[p.38]、「説明 2.5.1 記録項目の概要」[p.40]、「説明 2.6.1 記録項目の概要」[p.43]）と同様です。

説明 2.7.2 記載項目及び記載内容の注意点

願書作成上の注意点は、「説明 1.7.2 記載項目及び記載内容の注意点」[p.28]、「説明 2.1.2 記載項目及び記載内容の注意点」及びそれぞれの注意点の説明（「説明 2.2.2 記録項目及び記録内容の注意点」[p.32]、「説明 2.3.2 記録項目及び記録内容の注意点」[p.35]、「説明 2.4.2 記録項目及び記録内容の注意点」[p.38]、「説明 2.5.2 記録項目及び記録内容の注意点」[p.40]、「説明 2.6.2 記録項目及び記録内容の注意点」[p.43]）と同様です。